

第二次霧島市教育振興基本計画

（後期計画）



令和 7 年 3 月
霧島市教育委員会

霧 島 市 民 憲 章

朝な夕なに

霧に浮かびて神々しく聳える霧島山
波静かな錦江湾に映える桜島山

この麗しき大自然に抱かれて
豊穰な大地にはるかなる縄文の昔より
汗して生業を築いてきた私たちの祖先

悠久の歴史を刻んで今ここに
七色のまちが一つとなる
限りなき可能性と魅力を秘めた
神話のふるさと霧島市

私たちは
母なる地球の生命体の一員として
共生と循環の心豊かな社会をめざし
新たな歩を共に始める

き	霧島の	悠久のとき	育みて	
			伝統・文化を未来へつなぐ	
り	凜とした	霧島人の	友好は	
			世界に広がる	交流の和
し	しなやかな	心と絆	ふれあいで	
			笑顔・安心	ふるさと創り
ま	守り抜く	豊かな自然	共生の	
			永遠に誇れる	美しき里
し	信じあう	調和と共助で	約束す	
			輝く明日を	霧島の地に

目 次

第 1 章 第二次霧島市教育振興基本計画（後期計画）

策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2. 計画の構成・期間・基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第 2 章 前期計画の振り返り・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

1. 基本事業の方向性と取組の成果及び課題・・・・・・・・ 4

（1）立志と将来への希望を育む学校教育の充実・・・・・・・・ 4

①夢実現のための学力の向上と個性を育む教育の推進・・・・・・・・ 4

②豊かな心の育成と個性を生かす支援体制の充実・・・・・・・・ 6

③安全で安心な学校づくりと食育・体育の推進・・・・・・・・ 8

④地域や学校の特色を生かした教育活動と教育支援の推進・・・・・・・・ 1 1

⑤専門高校としての魅力を高める高等学校教育の充実・・・・・・・・ 1 3

（2）多様な学びを支援する社会教育の充実・・・・・・・・ 1 4

①きりしまっ子の豊かな心を育む体験・交流活動の充実・・・・・・・・ 1 4

②家庭教育の充実と地域全体での

見守りを通じた青少年の健全育成・・・・・・・・ 1 5

③自ら学び、高め合う体制づくりと学習環境の充実・・・・・・・・ 1 6

④ふるさと愛の高揚へつなげる文化財の保存・継承と活用・・・・・・・・ 1 8

（3）次世代へつなぐ芸術文化活動の推進・・・・・・・・ 2 0

①芸術文化に触れ親しむ機会の充実・・・・・・・・ 2 0

②芸術文化活動を実践する市民及び団体への支援・・・・・・・・ 2 0

（4）スポーツを楽しむ環境づくりの推進・・・・・・・・ 2 2

①生涯スポーツの推進・・・・・・・・ 2 2

②競技スポーツの推進・・・・・・・・ 2 3

③スポーツ施設の整備・・・・・・・・ 2 4

第3章 後期計画で取り組む施策・・・・・・・・・・・・・・ 25

1. 施策とその基本的方向・・・・・・・・・・・・・・ 25

2. 基本事業の展開・・・・・・・・・・・・・・ 27

(1) 立志と将来への希望を育む学校教育の充実・・・・・・・・ 27

① 夢実現のための学力の向上と個性を育む教育の推進・・・・・・・・ 27

② 豊かな心と健康な体を育む支援体制の充実・・・・・・・・ 28

③ 多様な教育活動・支援環境の充実・・・・・・・・ 30

④ 専門高校としての魅力を高める高等学校教育の充実・・・・・・・・ 32

(2) 多様な学びを支援する社会教育の充実・・・・・・・・ 34

① 生きる力を育む体験・交流活動の充実・・・・・・・・ 34

② 地域ぐるみで子どもの成長を支える体制づくり・・・・・・・・ 34

③ 多様な学びを支援する学習環境の充実・・・・・・・・ 35

④ ふるさと愛の高揚へつなげる文化財の保存・継承と活用・・・・・・・・ 36

(3) スポーツ・文化に親しむ環境づくり・・・・・・・・ 38

① スポーツに親しむ環境づくりの推進・・・・・・・・ 38

② 芸術文化に親しむ環境づくりの推進・・・・・・・・ 39

第4章 計画の実現に向けて・・・・・・・・・・・・・・ 41

1. 市長部局との連携・協力・・・・・・・・・・・・・・ 41

2. 行政評価を活用した進行管理・・・・・・・・・・・・・・ 41

3. 外部評価委員会による点検・評価・・・・・・・・・・・・ 42

参考資料

第二次霧島市総合計画施策体系図・・・・・・・・・・・・ 43

第 1 章 第二次霧島市教育振興基本計画（後期計画）策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市教育委員会は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画として、令和2年3月に令和2年度から令和11年度までを計画期間とする「第二次霧島市教育振興基本計画（前期計画）」を策定しました。

「第二次霧島市教育振興基本計画（前期計画）（令和2年度～令和6年度）」では、「夢を描き高い志をもって学び続け、共に輝く未来を創る心豊かな人づくり」を基本目標に掲げ、「1 知・徳・体の基礎・基本をバランスよく身につけ、自ら学び考え社会の変化に主体的に対応できる判断力と行動力をもつ人間」と「2 郷土の自然、歴史、文化を尊重する態度を身につけ、生涯にわたって共に学び、豊かな社会づくりに貢献する人間」の2つの視点を基に、第二次霧島市総合計画と整合性を図りながら施策を推進してきました。

この間、国では、令和5年6月に第4期教育振興基本計画を閣議決定し、2040年以降の社会を見据えた教育政策の在り方の基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイング^{*1}の向上」の2つを掲げ、教育基本法を普遍的使命としつつ新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行^{*2}」の考え方を基調にして取り組むこととしました。

これを踏まえ鹿児島県は、令和6年2月に第4期教育振興基本計画を策定し、今後10年間の基本目標として「夢や希望を実現し ともに未来を創る鹿児島の人づくり～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して～」を掲げるとともに、その実現に向けて、令和6年度からの5年間に取り組む具体的な施策を体系化して示しています。

本市においては、令和5年3月に第二次霧島市総合計画（後期基本計画）を策定し、令和5年度からの5年間に取り組む政策分野別の施策を定めました。

本市教育委員会では、国及び県の第4期教育振興基本計画を参酌するとともに、「第二次霧島市総合計画（後期基本計画）」（以下「後期基本計画」という。）を踏まえ、「第二次霧島市教育振興基本計画（前期計画）」（以下「前期計画」という。）で定めた10年間の基本目標を維持しつつ、その取組状況や社会情勢等を考慮しながら、令和7年度からの5年間に取り組む具体的な施策を示す「第二次霧島市教育振興基本計画（後期計画）」（以下「後期計画」という。）を策定しました。

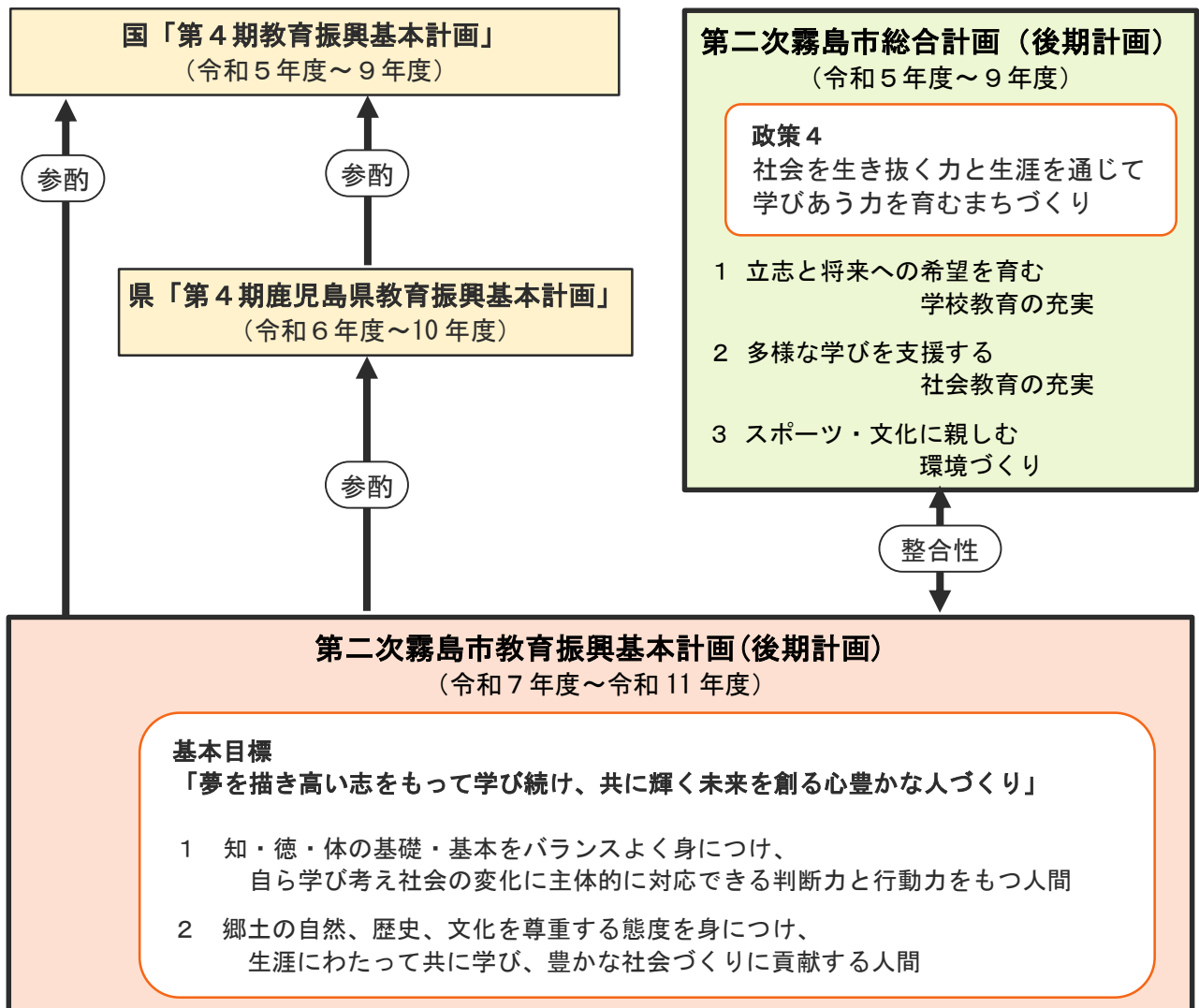
計画の対象とする分野は、学校教育、社会教育、文化財保護など教育委員会所管事項に関するもののほか、市長部局の所管事項である文化及びスポーツに関することなどです。

* 1 : ウェルビーイング / 身体的・精神的・社会的に良い状態であることを指し、個人、個人を取り巻く場、地域や社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

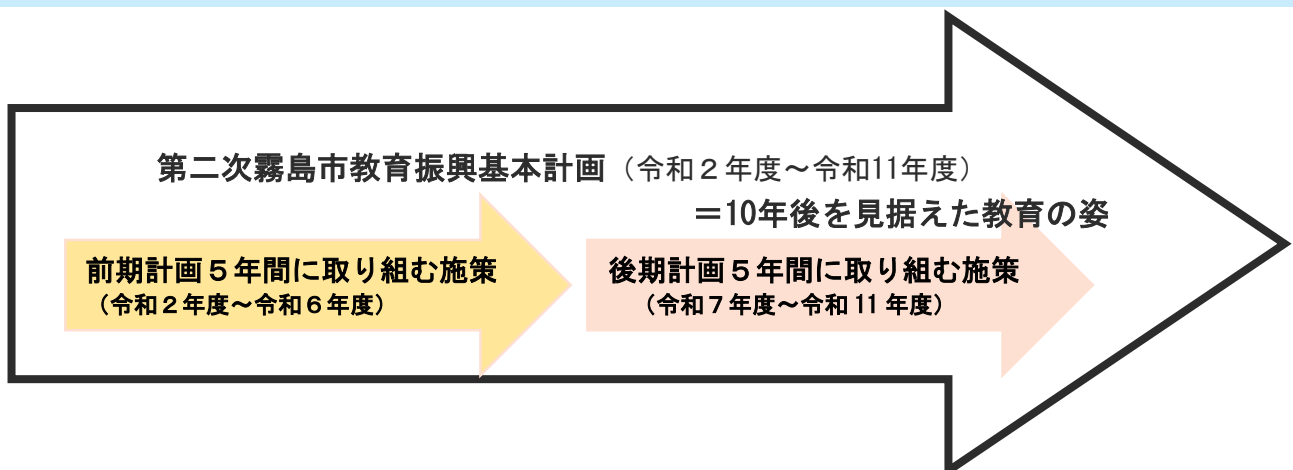
* 2 : 不易流行 / 松尾芭蕉が示した俳諧の心構えの一つで、変わらないものの中に新しいものを取り入れていく考え方。

2. 計画の構成・期間・基本目標

(1) 計画の構成



(2) 計画の期間



(3) 計画の基本目標

「夢を描き高い志をもって学び続け、共に輝く未来を創る心豊かな人づくり」

1 知・徳・体の基礎・基本をバランスよく身につけ、 自ら学び考え社会の変化に主体的に対応できる判断力と行動力をもつ人間

教育の普遍的な使命として、教育基本法第2条に掲げられた教育が達成すべき目標の第1に、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。」とあります。

これは、学習指導要領に示された生きる力の育成につながるもので、知・徳・体の基礎・基本は、人として豊かに生きていく基盤となるものであり、時代がどのように変化しようとも、義務教育段階でバランスよくしっかりと身に付けておく必要があります。

また、これからの社会の変化に対応し、持続可能な社会の創り手となるためには、この基礎・基本の学習を通して、学ぶことの意義や喜びを実感し、身に付けた知識や技能を活用しながら学び続け、考え、主体的に判断し行動する態度を身に付けていく必要があります。

2 郷土の自然、歴史、文化を尊重する態度を身につけ、 生涯にわたって共に学び、豊かな社会づくりに貢献する人間

本市の豊かな自然や歴史、伝統・文化を学び尊重する態度を身に付けることは、自分が育つ地域を愛し誇りに思う心が生まれ、積極的な生き方につながります。

また、他の地域や人の良さを認め、個性を尊重する態度が生まれ、多様な人々との積極的な交流を通して、共に学び高め合い、幸せや生きがいを感じあう豊かな社会づくりに貢献することにもつながり、これからのグローバル社会を生きていく上でも大切なことです。

第2章 前期計画の振り返り

1. 基本事業の方向性と取組の成果及び課題

前期計画では、第二次霧島市総合計画（前期基本計画）に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間に推進する施策に関する基本事業を設定し、それぞれの基本事業に関する基本的方向と取組内容を定めました。後期計画の策定に当たり、取組の成果と課題を検証します。

（1）立志と将来への希望を育む学校教育の充実

① 夢実現のための学力の向上と個性を育む教育の推進

【基本事業の方向性①】

児童生徒の学力・学習状況を客観的な調査から実態把握に努め、学力向上に対する組織的な取組の評価・改善に向けたPDCAサイクル^{*3}の充実を図り、各学校の実態に応じた学力向上策を推進します。

【取組の成果】

- 鹿児島学習定着度調査の結果から、小学5年生は全教科において県平均以下であるものの、国語と算数は、県との差がそれぞれ-0.8ポイント、-0.9ポイントまで迫ってきており、改善傾向にあります。中学1年生は国語と英語が県平均を超えることが多く、数学は県平均並みを持続しています。中学2年生は、国語、数学、社会において県平均を超えることが多くみられました。
- 全国学力・学習状況調査から、小学6年生は、国語において、令和3年度から改善傾向にあり、令和5年度は、県平均を上回りました。中学校3年生は、国語において、令和2年度に県平均を超えて以降下降していましたが、令和5年度は、県平均を上回りました。
- 各種調査を活用した分析に基づき、各学校において学力向上プランを策定し、具体的な手立てを講じています。また、その手立てが有効か形成的評価を行いながら、学校全体で授業力向上に努めることにより、PDCAサイクルが定着してきています。

【課題】

- 鹿児島学習定着度調査の結果から、小学5年生は、改善傾向にあるものの全教科県平均以下となっています。中学校は、1、2年生共に、理科において、ここ数年県平均を下回っています。また、全国学力・学習状況調査では、小学6年・中学3年共に、算数・数学において、ここ数年県平均を下回っています。各種調査結果を基に課題分析を行い、求められている力と指導の方向性にずれがないか、指導と評価の更なる一体化を進め、授業改善に取り組む必要があります。

^{*3}：PDCAサイクル / P（plan：計画）D（do：実行）C（check：評価）A（action：改善）を循環させることによって、課題を着実に改善し、目標の達成を目指す手法。

【基本事業の方向性②】

授業における児童生徒のよいところを認めることで自己肯定感を高め、自ら学ぶ意欲をもたせる「主体的・対話的で深い学び」を目指す授業改善を推進し、教職員一人一人の授業力向上に努めます。

【取組の成果】

- 学校教育課関連施策の成果指標に関する報告によると、「授業が楽しい、分かりやすいと感じている児童生徒の割合」は、令和3年度80.6%、令和4年度85.3%、令和5年度は、86.9%と上昇傾向にあります。学習者主体の授業を行い、児童生徒が思考・判断・表現しながら知識・技能を習得していけるよう授業改善に努めています。

【課題】

- 児童生徒が主体的に生きていく力を身に付けるために、教職員が教えるべき場面、児童生徒に学びを委ねる場面とのバランスを考慮した授業づくりに取り組む必要があります。
- 多様な児童生徒一人一人に合わせた授業を実現するために、振り返りや各種調査等を活用しながら、より丁寧に教育的ニーズを把握していく必要があります。
- 国のGIGAスクール構想^{*4}に基づいて整備した1人1台端末については、教職員によって活用状況に差があることから、授業での活用を図り、児童生徒が主体的に端末を活用して学習できるよう教職員への指導助言を行い、授業改善につなげていく必要があります。

【基本事業の方向性③】

他者との関わりの中で自分の生き方や働き方について考え、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成するキャリア教育の充実を図るとともに、グローバル化、高度情報化の急速な進展等、変化の激しい社会に対応した教育を推進します。

【取組の成果】

- 「霧島しごと維新」事業に係る様々な体験活動等により、社会と関わる経験を重ねることができ、これからの社会を担う児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を育成するキャリア教育の充実を図ることができているほか、進路実現に向けて児童生徒が自身の現状を振り返り、主体的な進路選択につなげることができています。
- 各学校において、教育課程に「霧島しごと維新」事業に関連する様々な取組を位置付けながら、各校の強みや特色を生かして、校内だけでなく校外の人材や事業所等の教育資源も活用した独自のキャリア教育を推進しており、児童生徒の資質・能力を育成する取組の充実が図られています。

^{*4} : GIGAスクール構想 / 児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量のネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。GIGAとは、「Global and Innovation Gateway for All（全ての児童生徒のための世界につながる革新的な扉）」を意味する。

【課題】

- 「霧島しごと維新」事業の学校（生徒、保護者、教職員）をはじめ、社会への認知度の向上（参加者数の増加、協力事業所の開拓）とそのための情報発信の充実が必要です。
- 本事業を通して学んだ生徒の進学先や就職先の状況について追跡が必要です。
- 学校・企業・行政がそれぞれできることなどアイデアを出し合い、工夫しながら更なる事業の充実を図ることが必要です。

【基本事業の方向性④】

教職員一人一人が、本来担うべき業務に専念し、児童生徒と十分に向き合うことができるよう、意欲と能力を最大限に発揮できる環境整備を推進します。

【取組の成果】

- 各学校においては、教育課程・校務分掌の見直し、学校のルール設定、教材・校務分掌等のデータの共有化などのＩＣＴ^{*5}機器を活用した校務効率化を図り、業務環境の改善を進めることができました。
- 市主催の行事の精選や市への報告文書等の簡素化、給食費の公会計化、校務支援システムの整備、夏季休業中のリフレッシュウィーク・学校閉庁日の設定、さらには教育業務支援員の配置などを実施し、学校運営の支援を進めることで、教職員の時間外勤務時間は年々減少の傾向にあります。

【課題】

- ＩＣＴ機器を授業の充実や業務の効率化に生かすための職員研修や専門スタッフを充実させ、教職員の資質向上を図っていく必要があります。
- 学校運営協議会などを活用して、地域住民・保護者との連携・協働を深めたり、外部人材を活用した支援スタッフの配置を充実させたりしていく必要があります。

② 豊かな心の育成と個性を生かす支援体制の充実

【基本事業の方向性①】

いじめや不登校、暴力行為等のない学校づくりを推進するとともに、関係機関と連携し、これらに対する相談体制の充実を図ります。

* 5 : ＩＣＴ / インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー。パソコンや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術。教育における「ＩＣＴ活用」では、学校での授業や社会教育の様々な活動においてパソコンやインターネット等を効果的に使うことを目指している。

【取組の成果】

- 令和2、3年度に国立教育政策研究所「魅力ある学校づくり」事業を受託し、その実践と成果を生かし、市内全小・中学校において「教職員による居場所づくり」「児童生徒による仲間づくり」の視点に立った「魅力ある学校づくり」を実践しています。
- 令和4、5年度に文部科学省「いじめ・不登校支援等推進」事業を受託し、1人1台端末から児童生徒が心の状態や相談依頼を発信し、教職員が把握できる「心の健康観察アプリ」を第一工科大学と連携して開発しました。令和5年度のアプリによる相談件数は1,226件でした。

【課題】

- アプリの運用が十分に進んでいない学校があることから、運用に至らない阻害要因の把握と、解決に向けた取組を実行する必要があります。
- 相談体制の更なる充実に向け、学校が組織的に対応するとともに、スクールカウンセラー^{*6}等の活用、警察、福祉機関等との連携を積極的に行う必要があります。

【基本事業の方向性②】

児童生徒の思いやりの心やあいさつ、規範意識を高める「命の教育の日」、「ほめる運動」等の具体的な取組を通して、自他の大切さを認めることができる児童生徒を育成します。

【取組の成果】

- 児童生徒による朝のあいさつ運動、主体的な児童会・生徒会活動、「ほめる運動」の取組等を通して、小・中学校の85%を超える児童生徒が「あいさつができる」と自覚しています。
- 毎月1回設定している「命の教育の日」では、道徳科の授業や集会活動での教師の説話等を通して、命の大切さを自覚させる取組を行い、自他の大切さを認めることができる児童生徒の育成を図ることができました。

【課題】

- 毎月のいじめ調査では、「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句を言われる」等のいじめを訴えてくる児童生徒が多い状況です。児童生徒には「軽い気持ちで言った言葉でも、受け止める相手次第で重大ないじめになり得ること」を自覚させ、教職員には「いじめに関するアンテナを高くし、小さな事案も丁寧に対応することが大切であること」を指導していく必要があります。

*6：スクールカウンセラー / 児童生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。

【基本事業の方向性③】

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実や学習環境の整備を行うとともに、保健・福祉関係機関等と連携し、一人一人に応じた自立と社会参加の実現を図ります。

【取組の成果】

- 平成29、30年度文部科学省委託事業「放課後等福祉連携支援事業」を受けて実証された、学校と福祉機関との連携体制が、市内の市立幼稚園、小中学校に広がり、園、学校と事業所とがそれぞれ日常的に連携を行っています。さらに連携を深めるために、夏季休業中に教育と福祉の合同研修会を実施しています。園、学校、事業所が、それぞれの実践や具体的な支援方法を提案、共有することで、個に応じた指導の在り方を考えることができました。

【課題】

- 学齢期の児童生徒数が減少する中、特別支援教育に関する理解等の深まりにより、早期からの支援を必要とする幼児や特別な支援を必要としている児童生徒は年々増えており、全ての教職員が、障害のある幼児児童生徒に対する正しい理解と認識を更に深めていく必要があります。

③ 安全で安心な学校づくりと食育・体育の推進

【基本事業の方向性①】

スクールガード・リーダー^{*7}や防犯ボランティア等との連携をはじめ、地域・学校・家庭が一体となって、児童生徒の登下校時の安全確保に努めます。さらに、安全マップを活用して校区内の危険箇所を把握するとともに、ホームページに掲載することで地域への周知を図り安全対策に努めます。

【取組の成果】

- スクールガード・リーダーと不審者事案等を共有したり、学校が具体例を用いて繰り返し安全指導を行ったりすることで、児童生徒の危機意識が向上し、不審者対応についても適切な行動が取れるようになりました。また、校区内における危険箇所を確認し、毎年、安全マップを更新することで、危険箇所についての最新の状況を地域住民等へ情報提供することができました。

【課題】

- 学校、行政、警察等による合同点検等により危険箇所を確認するものの、道路管理者等が順次整備を行うため解消までに時間を要し、毎年危険箇所として報告される状況があります。

* 7 : スクールガード・リーダー / 国の「学校・家庭・地域の連携による教育支援事業」の一環で、市が中心となり、交通安全や不審者対策として、登校及び下校時を中心に巡回指導等を実施する。また、各学校と連携し、スクールガードの指導も行う。

【基本事業の方向性②】

学校施設の長寿命化を図るとともに、社会環境の変化等に伴う多様なニーズに即した施設整備を行うことにより、安全で質の高い学校づくりを推進します。

【取組の成果】

- 「霧島市学校施設長寿命化計画^{*8}」を策定し、計画に基づき長寿命化事業や空調改修事業を行いました。また、階段昇降機の設置やスロープ設置などバリアフリー化を行い、安全な教育環境を整備しました。

【課題】

- 「霧島市学校施設長寿命化計画」を策定後5年が経過し、長寿命化事業等の進捗や、建物の劣化度、社会環境の変化に伴い、小中学校のプールや国分中央高等学校を含めた「霧島市学校施設長寿命化計画」を改定する必要があります。
- 学校遊具については、老朽化した設備を計画的に撤去、修繕する必要があります。

【基本事業の方向性③】

生涯にわたって健康的な生活を送るとともに、意欲や気力等の精神面の充実を図るため、指導法の改善や家庭と連携した取組を推進し、体力の向上に努めます。

【取組の成果】

- 体力の向上は、学校だけでなく家庭との連携が必要であることから、長期休業中に家庭でできる取組や、日常生活において手軽にできる取組を紹介し、実践へとつなげています。また、PTA等で外部講師を活用し、児童生徒や保護者に体力の向上の意識に関する意欲付けを行うことができました。

【課題】

- 健康的な生活を送ることについての児童生徒の意識の差がかなり見られ、特に学習以外でスマートフォンやインターネットを使用する時間を少しでも体を動かす時間へつなげるための取組が必要です。

【基本事業の方向性④】

食に関する指導の取組を通じて、児童生徒が生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を培うことができるよう、食に関する知識と食を選択する能力の育成に努めます。

^{* 8} : 学校施設長寿命化計画 / 各小中学校等の全ての施設を対象に、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び年度間の予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的に、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画。

【取組の成果】

- 学校において、栄養教諭との連携や学校保健委員会等で食に関する指導を行っています。児童生徒は、食育の授業などを通じて食に触れる機会も増え、食に対する知識は以前に比べ身に付いてきています。
- イラストを交えた分かりやすい「給食だより」や「給食献立表」により、保護者等へ基本的な生活習慣や望ましい食習慣についての情報発信を行うことができました。
- 学校給食における県内産地場産物の活用状況は、食料の品目ごとの重量を基準とすると令和5年度は65.6%と年々増加傾向にあり、「健康きりしま21^{*9}（第4次）」にも掲げている「2027年度までに70%」に向けて順調に進められています。
- 学校給食施設は、学校給食運営審議会^{*10}の答申を基に統廃合を進めるにあたり、老朽化した給食施設の厨房機器等の更新計画を策定しました。これまで、溝辺及び隼人学校給食センターの更新を終え、霧島学校給食センター及び青葉小学校給食調理場を令和7年度までに更新します。
- 給食施設の適正な配置については、老朽化の著しいウェット方式の解消に向けて、令和6年度から、横川学校給食センターを廃止の上、溝辺学校給食センターに統合し、西部学校給食センターとしました。

【課題】

- 食物アレルギーや異物混入等、食に対する安全面での更なる対応が求められるため、児童生徒が安心して給食を食べられるように、今後もマニュアルに基づいた運用を図る必要があります。
- 1人当たりの残食量は年々増加しているため、食育はもちろんのこと、保護者や、給食と一緒に食べる教職員と連携を図りながら、残食を減らす取組を進める必要があります。
- 県内産地場産物のうち市内産の活用比率はまだ低い状況にあるため、農林水産部との連携を図りながら、更なる市内産地場産物の活用推進に取り組むとともに、安全・安心な食材の確保に努める必要があります。
- 老朽化した単独調理場の厨房機器等を更新する必要があります。
- 令和7年度に国分北小学校給食調理場を青葉小学校給食調理場に、令和8年度に牧園学校給食センターを霧島学校給食センターに統合する計画であり、その他の給食施設においても、学校規模や児童生徒数に応じた適正な配置を検討する必要があります。

^{*9}：健康きりしま21 / 霧島市の総合的かつ効果的な健康づくり施策を推進するための指針となる計画。健康増進計画、母子保健計画、食育推進計画を一体化し、各分野の取組を連携させた健康づくり施策の展開を図る。

^{*10}：学校給食運営審議会 / 霧島市の学校給食について、食育の推進や地域の特色を生かした学校給食の実施等を図るために設置する審議会。学校給食の栄養改善や啓発指導、物資調達方針などを審議する。

④ 地域や学校の特徴を生かした教育活動と教育支援の推進

【基本事業の方向性①】

地域や学校の特徴を生かした教育活動や、地域の多様な人材との交流体験などを通じ、教育活動の活性化を図るとともに、郷土を愛する心を養い、これからの社会づくりに貢献しようとする児童生徒を育成します。

【取組の成果】

- 特色ある教育活動については、「私たちの学校自慢」を基に、自分たちの学校に誇りと愛着をもつ活動を各小中学校で行うことができたほか、専門的な知識や技術をもった外部講師である「ふるさと達人支援プラン」を積極的に活用し、令和5年度は小学校25回、中学校25回の活用を図ることができました。
- ジオパーク学習については、小中学校における出前講座、野外活動に積極的に取り組むことができました。また、霧島山への誇りと感謝の心を育むとともに、防災意識を高めるために各学校にジオパークコーナーを設置しました。

【課題】

- 「ふるさと達人支援プラン」について、さらに多くの学校が活用できるよう呼び掛けていく必要があります。
- ジオパーク学習については、さらに多くの学校が出前授業や野外活動に取り組めるよう推進していく必要があります。

【基本事業の方向性②】

地域と連携して、特認校制度^{*11}や山村留学制度^{*12}の広報・体験活動の強化を図ることにより、小規模校においても児童生徒を確保し、学校及び地域の活性化に努めます。

【取組の成果】

- 特認校制度については、前期計画の期間中、小学生310名、中学生78名、計388名が制度を活用しており、小規模校における児童生徒の確保、学校及び地域の活性化につながっています。
- 山村留学制度については、前期計画の期間中、延べ11名（実人数7名）が制度を活用しており、留学先での学校・地域が一体となった取組により、留学生の健全育成と地域活性化につながっています。

*11：特認校制度 / 小規模校入学特別認可制度。豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、心身の健康増進・体力づくりとともに、自然に触れる中で学ぶ楽しさと豊かな人間性を培うことを希望する保護者・児童生徒に、一定の条件の下で特別に入学（転学）を認める制度。

*12：山村留学制度 / 自然豊かな農山漁村に小中学生が1年間単位で移り住み、地元小中学校に通いながら、様々な体験を積む制度。

【課題】

- 特認校制度については、総体的な児童生徒数の減少に加え、学校の立地条件、市民のニーズの多様化など複雑多岐にわたる要因から、特認校生は減少傾向にあります。前期計画期間中の特認校における全児童生徒に占める特認校生の割合は小・中あわせて38.7%です。特認校生が全児童生徒の80%以上を占める学校や、特認校生が数年間在学していない学校があるなど課題も多く、制度設計を見直す必要性も生じています。
- 山村留学制度については、実行委員会を中心に地域一体となった取組が必要であり、地域の担い手不足により、留学生の受け入れ体制が課題となっています。

【基本事業の方向性③】

学校運営の改善と発展を目的とした保護者や学校評議員^{*13}等による評価の充実を通して、開かれた学校づくりを推進します。

【取組の成果】

- 開かれた学校づくりを推進するため、「かごしまの教育」県民週間^{*14}や学校だよりやホームページ、ブログ等で情報を発信するとともに、保護者や地域住民などの学校関係者による評価を踏まえ、学校行事・授業への参加や登下校の見守りなど地域住民の学校教育への積極的な参加を図ることができました。また、新聞への投稿や積極的な取材依頼を行うことができました。

【課題】

- 学校評議員会を学校運営協議会に移行し、コミュニティ・スクール^{*15}を導入することにより、地域と学校がパートナーとして協働して連携し、さらに開かれた学校づくりを進めていく必要があります。

【基本事業の方向性④】

経済的理由等で修学困難な生徒や学生へ奨学金を貸与することにより、安心して教育が受けられる環境づくりに努めます。

【取組の成果】

- 奨学資金を希望する者に貸与をすることで、進学に伴う経済的不安を解消することができました。

*13：学校評議員 / 校長の推薦を経て教育委員会から委嘱を受けた教育に関する理解及び識見を有する者で構成され、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べるもの。

*14：「かごしまの教育」県民週間 / 鹿児島県内すべての学校で11月1日から11月7日までを基本に県民週間を設け、保護者・地域住民への学校の開放を行う。そのことで学校・家庭・地域社会の連携を深めるとともに、県民一人ひとりが鹿児島県の教育について考える機運を高め、本県教育の充実と発展を図る。

*15：コミュニティ・スクール / 保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みである「学校運営協議会」を設置した学校。

*16：「霧島ふるさと愛」若者応援事業 / 高専・短大・大学等の高等教育機関の学校で奨学資金を借用した学生が、市内に居住・就労などの条件を一定期間継続して満たした場合に返還を免除する制度。

【課題】

- 国や教育機関等が実施する修学支援制度に関する情報を収集し、必要に応じて本市の奨学資金制度の見直しを検討する必要があります。また、一定の条件を満たした者の奨学資金の返還を免除する「霧島ふるさと愛」若者応援事業^{*16}について、引き続き周知を図るとともに、奨学資金制度の安定的な運営のため、返還金の未納者に対する徴収を強化する必要があります。

⑤ 専門高校^{*17}としての魅力を高める高等学校教育の充実

【基本事業の方向性①】

市立国分中央高等学校の活力、専門性、教育水準の維持向上を図り、地域に信頼される魅力ある学校づくりに取り組むとともに、歴史・伝統を継承しつつ、時代のニーズに即応した高度な専門的技術や知識を持った人材の育成に努めます。

【取組の成果】

- 各学科における資格検定の取得に努める等、活力、専門性、教育水準の維持向上が図られ、高度な専門的技術や知識を持った人材育成がされるとともに、各種部活動等をはじめとする生徒たちの活躍により、魅力ある学校づくりに寄与しました。

【課題】

- 学校・学科の魅力や各学科の学習内容、取得可能な資格、進路状況等をいかに情報発信し、小・中学生やその保護者から興味を得るかなど、学校の魅力づくりと広報活動についての工夫に努めるとともに、高大接続^{*18}の方向性や大学入試改革に対応した進路指導体制の研究・構築を進める必要があります。

【基本事業の方向性②】

進学・就職指導の充実を図るとともに、募集定員の確保に向けた取組を強化します。

【取組の成果】

- 近年は進学6割、就職4割の割合で推移しており、国立大学を含めた4年制大学の進学者もいることから、選択の幅も充実し、就職も含め様々な進路にも対応しました。また、募集定員の確保についても、令和6年3月には合格者が定員数に達することができました。

【課題】

- 就職を希望する生徒は、特に地元志向が強いことから、これまで同様に求人の確保につなげる必要があります。また、少子化に伴って、募集定員の確保が厳しくなる中、特色を生かした取組を強化する必要があります。

^{*17}：専門高校 / 農業、工業、商業などの専門教育を施す高等学校等。

^{*18}：高大接続 / 高校・大学入試・大学が一体となった教育改革。

(2) 多様な学びを支援する社会教育の充実

① きりしまっ子の豊かな心を育む体験・交流活動の充実

【基本事業の方向性①】

豊かな自然環境の中で、様々な体験活動を行い、心と体のバランスがとれた「きりしまっ子」を育成します。

【取組の成果】

- 市内の魅力ある地域資源を生かした自然体験や職業体験を通し、参加した児童生徒の目標達成率が9割を超えることから、自ら学び、深く考えるなどの生きる力を育むことができました。
- 青年会議所など民間の協力を得ながら、将来の夢や目標に向かって未来を切り拓こうとする態度を育むための職業体験活動が実施できました。

【課題】

- 体験活動に参加した児童生徒が、その後に活動できるようなジュニアリーダーなどを育成するためのプログラム構築が必要です。

【基本事業の方向性②】

地域における異年齢集団での様々な体験活動などを通じて、子どもたちの思いやりの心や自律心を育むとともに、多様な考え方や感受性を養うための取組を推進します。

【取組の成果】

- 子ども会活動の「おすすめ事業」に参加することで、指導者・育成者を含め、他地区での取組を知ることができました。
- 異年齢集団による宿泊体験活動を通し、参加した児童生徒の目標達成率が9割を超えることから、自立性・協調性を育むことができました。

【課題】

- 少子化や価値観の多様化により、子ども会加入数が減少傾向にあることから、異年齢の交流活動を工夫する必要があります。
- 地域や学校と一緒に魅力ある事業を企画することが必要です。

【基本事業の方向性③】

鹿児島県青少年育成県民会議等の関係機関と連携して、子ども会や青少年団体等への加入促進に努めるとともに、これらの団体等の活動を支援します。

【取組の成果】

- 県、地区で開催される研修会への参加や様々な体験活動の発表を行うことで、幅広い団体等との交流ができました。
- 国際交流に関する海外派遣へ助成することで、児童生徒の国際理解を深める機会を支援しました。

【課題】

- 今後の人材育成につなげるため、事例発表及び展示発表に参加した団体や個人から成果を確認することが必要です。
- 地域・学校や関係機関等と連携・協力し、多くの参加が得られるよう広報・周知していくことが必要です。

② 家庭教育の充実と地域全体での見守りを通じた青少年の健全育成

【基本事業の方向性①】

子どもが基本的な生活習慣を身に付け、自立した社会生活を送ることができるよう、地域ぐるみで子育てを支援する環境整備を図ります。

【取組の成果】

- 子育て中の保護者やその子どもたちが交流できる憩いの場として子育てサロンを開設し、子育てサポーターを中心に運営したことで保護者の悩みに寄り添うことができました。
- 学校運営を支援するボランティアの掘り起こしを行い、登録者を確保できました。

【課題】

- 子育てサロン、地域学校協働活動^{*19}の地域への認知度が低いことから、学校や地域、対象者への周知を徹底し、活動を充実させることが必要です。

【基本事業の方向性②】

親としての学び、親になるための学びなど、家庭教育を支援するための学習機会や情報の提供等を図るとともに、学校や地域、警察、校区青少年育成連絡会などの関係機関と連携して、青少年の健全育成に努めます。

【取組の成果】

- あるべき保護者の姿の啓発や家庭の教育力向上を図るため、市内すべての公立幼稚園、小・中学校で家庭教育学級を開設することができました。

^{*19}：地域学校協働活動 / 地域の高齢者、保護者、NPO、民間企業等の幅広い地域住民等の参加を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動。

- 青少年育成センター職員や補導員が定期的に巡回パトロールを実施するとともに、市内で開催される夏祭り等のイベントでは、関係機関と連携して巡回補導を実施しました。

【課題】

- 家庭教育学級の参加率が低い現状にあり、学びの場として参加が増える開催の在り方を検討していく必要があります。

【基本事業の方向性③】

インターネット社会に潜む危険性など青少年を取り巻く問題について、学習機会を提供し、啓発活動を推進します。

【取組の成果】

- 授業や授業参観、家庭教育学級等において、各学校の実情や受講者、社会の変化に合わせた情報モラル出前講座を実施し、インターネット社会に潜む危険性や、安全かつ主体的にインターネット社会へ対応するためのポイントなどを伝えることができました。
- 市内中学生を対象に実施する「子ども人権セミナー」や高校生対象の「人権セミナー in 高校」など、インターネット依存と健康被害等をテーマに5年間で19校開催し、延べ4,612人が受講しました。

【課題】

- 情報モラルをはじめ、人権問題を正しく理解し意識を高める取組を継続することが必要です。
- インターネット社会に潜む危険は次々と発生しており、未知の危険にも主体的に対応することができるよう、青少年に自分事として考えさせるための情報モラル教育の更なる充実が必要です。

③ 自ら学び、高め合う体制づくりと学習環境の充実

【基本事業の方向性①】

多様化・高度化するニーズに対応し、かごしま県民大学等の関係機関と連携した学習機会や学習内容の充実努めるとともに、市民が、必要な情報を容易に入手できるよう、広報誌や図書館システム^{*20}などを活用した情報提供を行います。

【取組の成果】

- かごしま県民大学生涯学習講座の活用や関係機関と連携した公民館講座の実施により、ニーズに応じた多様な学びを提供できました。
- 社会教育施設への情報提供、自治会へのチラシ配布、ホームページへの掲載により、学習機会に関する情報を取得する機会が充実しました。

^{*20} : 図書館システム / 図書館のホームページから、本の検索や貸出し状況の確認・予約等ができるシステム。

- 令和3年11月から、予約された国分・隼人図書館の蔵書の受取館として、市内各図書室を選択可能とし、利便性が向上しました。
- 令和5年3月に図書館システムを統合し、市内全図書館・室の蔵書がインターネットで検索・予約可能となりました。また、全図書館・室に貸出ロッカーを整備し、閉館時でも予約本を受け取れるようになりました。
- 広報誌への「図書館へ行こう」の掲載、令和3年度の図書館のホームページのデザインやページ構成の見直し、令和5年度の図書館公式Instagramの開設等をとおして、市民が必要な情報を取得できるよう、きめ細かな情報提供を行いました。
- ブックスタート事業を継続して実施しました。図書館職員やボランティアグループによる赤ちゃん、幼児、児童を対象とした図書館・図書室でのおはなし会、学校や幼稚園等に出向いての読み聞かせ、大人向けの読書会等を実施しました。

【課題】

- SNS^{*21}や二次元バーコードを活用し、講座や学習会の情報をより効果的・効率的に周知する必要があります。
- 多くの市民が学びに興味・関心を持ち続けられるように、学習情報の提供や講座内容の充実が必要です。
- 移動図書館は、図書館（室）から遠隔地にある地域へのサービスであるという視点に立ち、巡回場所の見直しが必要です。

【基本事業の方向性②】

社会教育施設の改修やメディアセンター等の機器の更新を通じ、市民が利用しやすい学習環境の整備に努めるとともに、社会教育における学びを通して、地域を知り、課題に気付くことで、その解決に向けた活動につながる場や機会の充実を図ります。

【取組の成果】

- 新型コロナウイルス感染防止の観点から、令和3年3月に国分図書館に自動貸出機、自動返却機及び貸出ロッカーを導入し、利用者が職員を介することなく本の貸出、返却及び予約本の受取ができるようになりました。
- 令和6年度にメディアセンターの研修用端末を更新し、最新の環境で学習できるようになりました。
- 溝辺公民館や隼人農村環境改善センター等の空調設備改修工事、いきいき国分交流センターのボイラー設備等更新工事、霧島公民館の移転や福山公民館の改修等により、安心安全な学習環境で学習できるようになりました。

*21：SNS / ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上で社会的交流の場を提供するサービス。

- 牧園図書室・霧島図書室の移転、福山図書室の改修により、閲覧スペースが拡大しました。霧島図書室・福山図書室にはキッズスペースを設け、子育て世代も快適かつ安全・安心に利用できるようになりました。
- メディアセンターの機器を更新し、市民の学習環境を向上させたほか、多様な講座の中で市のDX^{*22}化等にも触れ、デジタル・ディバイド^{*23}の解消を図りました。受講者アンケートの結果、9割超が「もっと積極的に機器に触れて上手に使えるようになりたい」と回答しました。

【課題】

- ICTに関するテクノロジーの進歩の速度に伴い、機器やソフトウェアを更新する必要があります。
- 社会教育施設や設備の老朽化が進んでいることから、計画的な改修、設備の更新を進めるとともに、緊急の修繕等に対応し、市民が安心・安全に利用できる学習環境を維持していく必要があります。
- 市民に地域やその課題に興味や関心を持ってもらうために、地域資源を題材とした学習機会を設定する必要があります。

④ ふるさと愛の高揚へつなげる文化財の保存・継承と活用

【基本事業の方向性①】

文化財に触れる史跡めぐりや体験学習、歴史講座等を積極的に開催するとともに、郷土芸能の保存・継承を図るため、保存団体間の連携・交流を推進します。

【取組の成果】

- 体験学習や企画展を通して、郷土の歴史や文化財に触れ、学ぶ機会を提供できました。
- 郷土芸能保存団体に補助を行うことで、活動を支援できました。

【課題】

- 多くの郷土芸能保存団体が、少子高齢化による担い手不足や生活様式・価値観の変化等により保存・継承が困難になっているため、郷土に誇りを持つ心の醸成、後継者の育成等が求められています。

【基本事業の方向性②】

文化財の計画的な調査・研究、保存に努め、重要なものについては、文化財指定により保護を図るなど、文化財を後世に遺すための適切な環境整備に努めます。

*22 : DX / デジタル・トランスフォーメーション。「情報通信技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。デジタル変革。

*23 : デジタル・ディバイド / インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。

【取組の成果】

- 令和３年度に霧島神宮社殿が国宝に、鹿児島神宮社殿が重要文化財に指定され、後世に継承するための整備事業が進んでいます。また、令和５年度に市無形民俗文化財に指定した「小村新田のハンギリ出し」をはじめとする文化財について、説明看板を設置しました。

【課題】

- 少子高齢化や生活様式・価値観の変化等により、史跡等の文化財の保全・継承が困難になっているため、郷土に誇りを持ち、文化財を大切にする心の醸成が求められています。

【基本事業の方向性③】

本市の歴史・文化・自然・産業等に触れることができるように施設を充実し、貴重な遺産を後世に伝えます。

【取組の成果】

- 郷土館等で体験学習・歴史講座・企画展などを開催し、郷土の歴史や文化財に触れ、学ぶ機会を提供できました。また、興味・関心を高めるためＳＮＳを活用し、広く情報を発信しました。
- 令和６年度に旧国分市と旧溝辺町の郷土誌をデジタル化し、市のホームページで公開しました。

【課題】

- 市内の歴史や文化財について一元的に紹介し学んでもらうことができるよう、施設を充実することが求められています。

(3) 次世代へつなぐ芸術文化活動の推進

① 芸術文化に触れ親しむ機会の充実

【基本事業の方向性①】

子どもの頃から身近な場所で良質な芸術・文化を鑑賞し、体験できる機会を提供するとともに、これまでの広報活動に加え、各種メディアなどを活用した情報発信に努めます。

【取組の成果】

○ 児童生徒に対して、「市町村による青少年劇場」や「生徒芸術鑑賞会」、劇団四季による「こころの劇場」を実施し、身近な場所で良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供しました。

【課題】

○ 現代社会の実情やニーズに合わせた多様なジャンルの芸術文化を楽しむことのできる機会を提供するとともに、積極的な情報発信に努めます。

【基本事業の方向性②】

関係機関と連携し、市民ニーズ等を踏まえた音楽・演劇などの芸術文化を享受できるイベントや、市民が優れた芸術に触れる機会の創出に努めます。

【取組の成果】

○ みやまコンセールを中心に開催される「霧島国際音楽祭」では、霧島を訪れるアーティストや受講生の活動を市民レベルで支援する体制の強化を図りました。また、国分ハウジングホール（霧島市民会館）自主文化事業では、指定管理者と連携し、市民が「観たい・聴きたい」ものの選定に努め、メディアを利用してイベントの開催を広く市民に周知しました。

【課題】

○ 市民の特に子どもの芸術文化に対する興味や関心の高揚、豊かな心の醸成を図るため、良質な芸術文化に親しむ機会の積極的な創出が必要です。

② 芸術文化活動を実践する市民及び団体への支援

【基本事業の方向性①】

市民の自主的な芸術・文化活動により、多くの市民が芸術文化に親しめる機会が増えるよう、市民活動の支援に取り組みます。

【取組の成果】

- 芸術文化に取り組む団体の運営や主催事業については、継続して支援を行い活動の円滑化に努めました。

【課題】

- 芸術文化団体への支援を継続するとともに、自主的かつ自発的な活動を推進することが必要です。

【基本事業の方向性②】

霧島市文化協会や関係団体など、積極的に活動する芸術文化団体への支援や団体相互の交流の推進により、活動の活性化を図るとともに、芸術文化を支える人材の育成に努めます。

【取組の成果】

- 芸術文化活動を行っている団体の現状把握に努め、流派やジャンルを超えた文化交流が図られました。また、学童期から良質の芸術文化に触れる機会を提供し、次世代の芸術文化活動を担う人材育成の基盤づくりに努めました。

【課題】

- 芸術文化活動の中心組織である霧島市文化協会は、少子高齢化の進行により会員数が減少しているため、芸術文化に対する関心層の拡大や人材育成が必要です。

(4) スポーツを楽しむ環境づくりの推進

① 生涯スポーツの推進

【基本事業の方向性①】

誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組み、ライフステージ等に応じたスポーツ活動を推進します。

【取組の成果】

- 霧島市スポーツ協会やスポーツ推進委員等の関係団体と連携し、障害の有無に関わらずより多くの市民が参加できるような各種スポーツイベント等を開催し、スポーツに触れる機会づくりに努めました。
- 市広報誌やホームページ、コミュニティFM等の情報媒体を活用して、生涯スポーツの普及・啓発活動に努めました。

【課題】

- スポーツをする人とならない人の二極化が進んでいるため、それぞれの関心や適性に応じた生涯スポーツの推進が必要です。

【基本事業の方向性②】

地域住民により自主的・主体的に運営される総合型地域スポーツクラブの育成等、市民が主体的に参画できるスポーツ環境を整備するとともに、多様化するニーズや環境の変化に対応した、新たな視点によるスポーツ指導者やコーディネーター役を担うスポーツ推進委員の養成に努めます。

【取組の成果】

- 総合型地域スポーツクラブの充実を図り認知度を高めるため、霧島スポーツまつりへの参加を推進しました。また、スポーツ推進委員の研修会等を通じて、活力ある社会づくりに貢献できる質の高い指導者の育成を図りました。

【課題】

- 総合型地域スポーツクラブの活動をさらに充実させるために、地域住民のニーズを踏まえた魅力あるプログラムの開発・提供や、総合型地域スポーツクラブの認知度を高め新たな会員を取り込むなど、会員の定着が必要です。

【基本事業の方向性③】

障害者スポーツの普及拡大を図るため、関係機関と連携しながら障害を持つ方々が安心してスポーツを楽しむ環境づくりに努めます。

【取組の成果】

- ニューススポーツ体験講座等を通じて、障害の種別や程度にかかわらず、誰もがスポーツに触れる機会づくりに努めました。

【課題】

- 障害者スポーツの推進を図るため、障害者スポーツの普及啓発への取組や、関係機関と連携した安心してスポーツを楽しめる環境の創出が必要です。

② 競技スポーツの推進

【基本事業の方向性①】

年間を通して温暖な気候で全国有数の観光地でもある本市の特性を生かし、国内外を問わず、各種スポーツ団体のキャンプ等や各種大会を招致することにより、市の活性化や観光客の誘致によるスポーツ交流人口の拡大に努めます。

【取組の成果】

- プロスポーツキャンプや合宿等の誘致活動を行い、市民にトップレベルのプレーを間近で見る機会を提供することができました。

【課題】

- 本市でキャンプを実施する団体の数は近年横ばいであり、種目もサッカーや社会人野球、ソフトボール等に固定化しつつあることから、新規のスポーツ競技の誘致が求められています。

【基本事業の方向性②】

トップアスリート選手によるスポーツ教室の開催など、各競技の底辺拡大や競技スポーツの向上につながる施策を展開します。

【取組の成果】

- スポーツキャンプ時に、小中高生を対象としたスポーツ教室を開催することにより、青少年育成や各競技スポーツの向上を図ることができました。また、全国大会等に出場する選手や団体に対して、出場に要する経費の一部を助成することにより、選手の負担軽減や競技力の向上が図られました。

【課題】

- トップアスリート選手によるスポーツ教室や講演等を開催することにより、スポーツを通じた青少年育成やスポーツに関心がない市民に対しても生涯スポーツの推進を図る必要があります。

③ スポーツ施設の整備

【基本事業の方向性①】

地区自治公民館や自治会が行う施設整備や備品購入への支援を通して、地域におけるスポーツの振興を図ります。

【取組の成果】

- 施設利用の安全確保や利便性向上のため、施設整備や備品購入を行うことにより、地域におけるスポーツの振興を図ることができました。

【課題】

- 地域の高齢者や障がい者にも幅広く利用してもらうため、バリアフリーに配慮した施設整備が必要です。

【基本事業の方向性②】

市民のスポーツ活動の拠点となるスポーツ施設の充実を図るため、老朽化した施設や設備の整備、バリアフリー化を年次的・計画的に行うとともに、適正な維持管理に努めます。

【取組の成果】

- 市民のスポーツ活動の拠点となるスポーツ施設を安全かつ快適に利用できるよう、指定管理者と連携を図り、必要な修繕を行うことで、安心安全な利用環境を提供することができました。

【課題】

- 老朽化の著しいスポーツ施設や類似施設が多いことから、市社会体育施設長寿命化計画に基づき、利用者の安全性や利便性を考慮し、施設の計画的な修繕等が必要です。

第3章 後期計画で取り組む施策

1. 施策とその基本的方向

前期計画を策定した令和元年度末以降、日本は新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式の普及、地方への関心の高まりなど、人々の意識や行動の変容に伴う社会環境の変化をはじめ、デジタル技術の活用やSDGs^{*24}、脱炭素化など、本市を取り巻く社会環境はめまぐるしく変化しています。

本市では、前期計画期間中において、国のGIGAスクール構想に基づく1人1台端末の整備や、熱中症対策としての教室への空調設備の整備、学校給食の適切な運営や保護者の利便性の向上等のための学校給食費の公会計化、子育てサロンの開催、対面によらない貸出・返却を可能とする図書館システムの構築など、社会環境の変化等に伴う要請に応じ、必要な施策を講じてきました。

令和7年度から令和11年度を計画期間とする後期計画においては、前期計画で定めた基本目標及び2つの視点を継承しつつ、前期計画5年間ににおける取組の成果と課題を踏まえるとともに、今後も大きな変化が見込まれる社会環境にも柔軟に対応しながら、後期計画5年間に取り組む施策を推進していきます。

なお、後期計画における各施策について、関連付けられるSDGsの目標を冒頭で示すほか、施策ごとに設定したKPI^{*25}は、後期基本計画を引用しています。

(1) 立志と将来への希望を育む学校教育の充実

児童生徒の夢実現のため、学力向上やキャリア教育の充実、きめ細かな教育支援に努めるとともに、教職員の資質向上に努めます。

自他を思いやる気持ちや高い規範意識^{*26}を身に付け、社会で自立できる、健康でたくましい人材の育成を目指します。

地域や関係機関と連携した学校支援体制を構築し、特色ある教育活動を推進するとともに、安全・安心な教育環境の整備に努めます。

国分中央高校は魅力ある専門高校として、歴史・伝統を継承しつつ、時代と社会の変化に対応できる人材の育成を目指し、更なる活性化に取り組みます。

*24：SDGs / エスディージーズ。日本では「持続可能な開発目標」と訳される。世界が2016年から2030年までに達成すべき17の環境や開発に関する国際目標。

*25：KPI / 重要業績評価指標。目標の達成に向けた取り組みを評価するための指標。

*26：規範意識 / 道徳・倫理・法律等の社会のルールを守ろうとする意識。

（２）多様な学びを支援する社会教育の充実

体験活動等を通して、心身共にたくましい「きりしまっ子」を育成し、児童生徒が夢や目標をもてるような取組を推進します。

地域学校協働活動の推進や家庭・地域の教育力の向上により、地域ぐるみで青少年を育成する気運を醸成します。

市民の学習のための環境や内容の充実、成果の還元、情報の提供に努めます。

文化財に触れ、学ぶ機会を積極的に設けることで、郷土に誇りを持つ心の醸成や文化財の保存・活用を図り、貴重な遺産を後世に伝えます。

（３）スポーツ・文化に親しむ環境づくり

市民が夢や希望を持って生涯にわたり、それぞれの志向に合ったスポーツやレクリエーション活動を継続できる環境づくりに取り組みます。

優れた芸術文化に触れることができるよう、多様なジャンルの芸術文化を楽しむことのできる機会を提供し、積極的な情報発信に努めます。

2. 基本事業の展開

(1) 立志と将来への希望を育む学校教育の充実



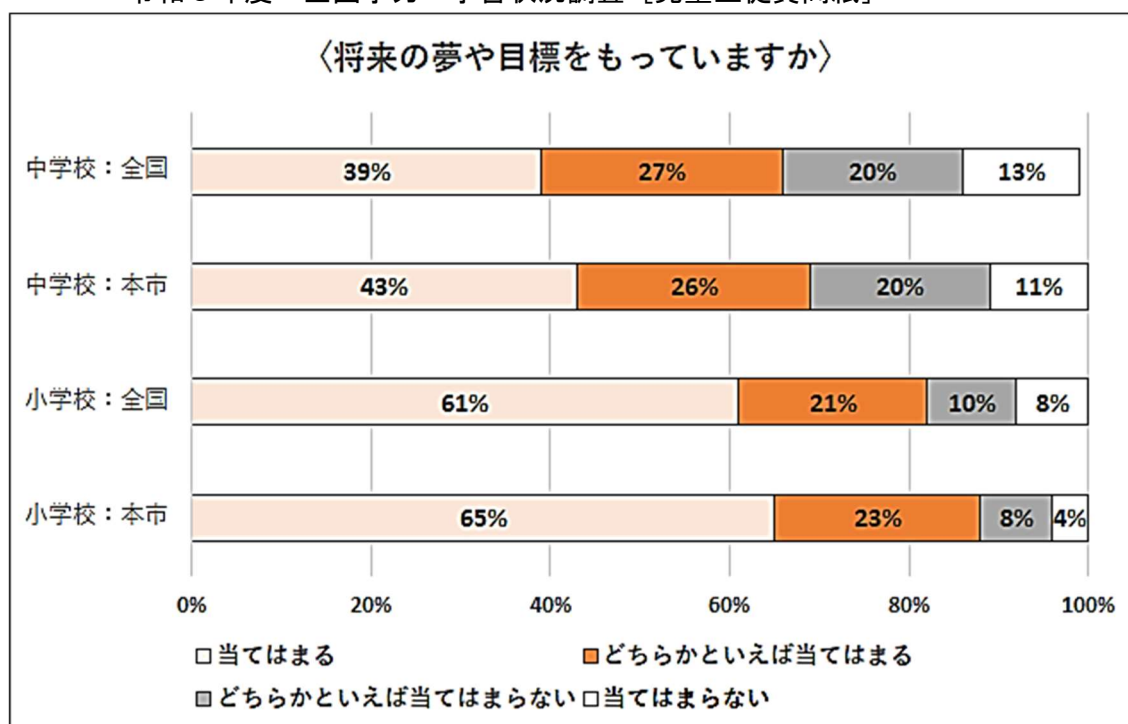
① 夢実現のための学力の向上と個性を育む教育の推進

【基本事業の現状と課題】

- 本市の児童生徒の各種学力調査の平均通過率は、全国や県の平均を下回る教科もあります。授業によって身に付く学力や技能等を焦点化し、主体的・対話的で深い学びにつながる学習を推進する必要があります。

これまでの取組を基に、児童生徒一人一人のキャリア形成や進路に対する意識を一層高め、学ぶことの意義や必要性を認識し、将来の夢や目標をもち、自分の生き方や在り方を結び付けて考えるとともに、「社会的・職業的自立」に向けて基盤となる能力や態度を着実に育成する必要があります。

令和5年度 全国学力・学習状況調査〔児童生徒質問紙〕



- 働き方改革により、教職員の在校時間の削減が進む一方、新たな課題に対応するための業務量が増えるケースもあります。教員の資質向上やICT機器を活用した業務効率化等に取り組む必要があります。

【これからの基本事業の方向性】

- 将来の夢や希望する進路を実現するため、学力の定着や企業と連携したキャリア教育の充実を図ります。
- ICTを活用し、教職員の資質向上や働き方改革、児童生徒の情報活用能力の育成に取り組めます。
- 個別最適な学びと協働的な学びを推進するとともに、特別な支援や配慮を要する児童生徒を支援し、誰一人取り残さない教育の充実を図ります。

【主な取組】

- 中・高の教員が連携して作成した問題に生徒が取り組み、学習指導要領が示す資質・能力を身に付けることで学習意欲を高め、主体的に将来を切り拓いていこうとする態度を養うことを目指した「霧島市・伊佐市・湧水町（令和7年度から始良市も参加予定）中学校ドリカムプラン」を実施します。
- 児童生徒が夢を描き、志を立て、主体的に未来を切り拓こうとする態度を身に付けることを目指した「中学生の挑戦！『霧島しごと維新』事業」を推進し、地域の教育資源を生かした体験的な活動を効果的に活用し、主体的な進路選択につながる施策の充実に取り組みます。また、各学校では、キャリアパスポートを効果的に活用し、小・中・高が連携した切れ目ないキャリア教育に関する施策の充実に努めます。
- 教職員がICT機器を授業や業務の効率化に生かすことができるよう教職員の研修を充実させていきます。
- 児童生徒の実態を把握し、個に応じた学びと集団での学び合いを推進し、児童生徒にとって楽しく分かりやすい授業となるよう授業改善を行います。また、特別な支援や配慮を要する幼児児童生徒への支援について理解が深まるよう、教職員の研修を充実させます。

② 豊かな心と健康な体を育む支援体制の充実

【基本事業の現状と課題】

- 価値観の多様化や社会情勢の変化等により、学校生活での人間関係が希薄化していることから、様々な機会を通じて、児童生徒の悩みや相談に対応できる場を設定しています。児童生徒の悩みや相談への迅速な対応、児童生徒が関わる複雑・多様な問題について、関係機関等との連携を密に図る必要があります。
- 暴力件数は急増、不登校人数は年々増加傾向にあり、喫緊の課題となっています。いじめ認知件数は増減を繰り返しています。これらの生徒指導上の諸問題の解決には、児童生徒一人一人の実態に応じた支援が不可欠であり、学校、家庭、関係機関等と連携したチーム学校としての取組を一層充実することが必要です。

児童生徒の問題行動・不登校調査

単位：件、人

	児童生徒間暴力件数		いじめ認知件数		不登校人数	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
令和2年度	6	44	2,902	398	88	204
令和3年度	2	45	1,375	538	110	254
令和4年度	5	30	1,560	612	125	213
令和5年度	32	40	1,315	376	151	266

- 令和５年度の全国学力・学習状況調査では「自分はよいところがあると思う」と回答した児童生徒は、小学校、中学校共に、全国を下回っています。一方、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」「学校に行くのは楽しいと思う」は小学校、中学校共に、わずかながら全国を上回っています。今後、更に児童生徒が思いやりの心を持ち、豊かな人間性を育てるとともに、全教育活動を通して規範意識を高め、自他を大切にする心を育む必要があります。

令和５年度 全国学力・学習状況調査〔児童生徒質問紙〕

単位：％

自分には、よいところがあると思いますか。				いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか。				学校に行くのは楽しいと思いますか。			
小学校		中学校		小学校		中学校		小学校		中学校	
本市	全国	本市	全国	本市	全国	本市	全国	本市	全国	本市	全国
34.6	42.6	30.1	37.2	84.2	82.6	81.3	80.3	52.9	49.8	43.8	43.3

- 学校給食における１人当たりの残食量に加え、「早寝・早起き・朝ご飯」状況調査から、朝ご飯を食べていない児童生徒も増加傾向にあるため、栄養教諭による「食に関する指導」を通じて、児童生徒の「食と自分の健康との関連付け」や「食育への関心・意欲」を高めていくとともに、家庭へも積極的な関わりを求めていくことで、基本的な食生活の確立に努める必要があります。
- 令和５年度における県内産地場産物の活用状況は、65.6％と年々増加傾向にあり、「2027年度までに70％」の目標に向けて安全・安心な地場産物の確保に努めるとともに、市内産地場産物の活用率増加に向けて更なる取組を行う必要があります。
- 安全・安心で効率的な学校給食運営のため、厨房機器や設備等について計画的に整備することが必要です。

【これからの基本事業の方向性】

- 全ての児童生徒が自己肯定感や自己有用感を高め、自他を大切にする心を育む、魅力ある学校づくりを目指します。
- 一人一人の個性・ニーズに応じた支援や悩み等への相談体制の充実、合理的な配慮を通じて、社会的な自立の推進や健やかな心身の育成に努めます。
- 「霧島市いじめ防止基本計画」に基づき、いじめ問題への適切な対応に努めます。
- 学校給食を活用した食に関する指導の充実を図るために、学校における食育をより効果的に推進するために、引き続き学校、家庭、地域の連携・協力による食育の充実に努めます。

【主な取組】

- 「いじめに関するアンケート」「こころの健康観察アプリ」「学校楽しいーと」等のアセスメントツール^{*27}を活用し、いじめ問題、不登校児童生徒の支援対策として、早期発見に努めます。
- いじめ問題相談員、スクールカウンセラーの派遣等によるサポート体制の強化、福祉や警察等、関係機関との連携により、生徒指導事案に対し児童生徒一人一人の心に寄り添った個別支援に努めます。
- いじめ問題対策支援室における電話相談・来所相談、メールアドレス等の周知広報に努め、相談しやすい環境づくりに努めます。
- 魅力ある学校づくりの意識調査を全小・中学校で実施し、児童生徒にとって魅力ある学校づくりになっているか、PDCAサイクルに基づく学校経営をしていきます。
- 国分教育支援センター、隼人教育支援センターでは、1人1台端末の活用等、機能を強化し、不登校児童生徒の学校への復帰を支援します。
- 学校における食育については、食に関する指導の全体計画や成果指標に基づき、学校教育全体を通した「食に関する指導」の充実を図ります。また、栄養教諭を中核として、学校給食を活用しながら、栄養バランスや食事の重要性、心身の健康、食品を選択する資質・能力、感謝の心、社会性、食文化などの食に関わる資質・能力の育成を図るとともに、「給食だより」や「給食献立表」などを通じ、家庭と連携して基本的な生活習慣や望ましい食習慣等が定着する取組に努めます。
また、栄養教諭や担任等については、食物アレルギーや異物混入に対応する研修等を充実します。
- 学校給食において安全・安心な食材の使用や県内産地場産物の積極的な活用を推進するため、農林水産業関係機関・団体等と連携を図り、特に霧島市内地場産の活用率を高める取組に努めます。
- 安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するため、必要な厨房機器・設備等の整備を進めるとともに、学校給食施設の適正な配置を検討します。

③ 多様な教育活動・支援環境の充実

【基本事業の現状と課題】

- 霧島市は豊かな自然や、地域に根差した伝統文化、姉妹都市交流などがあり、各学校においては、農林水産体験、社会奉仕体験など多様な体験活動を実施しています。今後も、地域・家庭と連携し、体験活動の機会を確保していく必要があります。
- 規模や地理的条件等の違いにより、学校が抱える問題は異なるため、人的・物的環境を同じ水準で整備することは困難な状況です。学校と連携しながら、実態に応じた特色ある教育活動や支援環境整備に取り組む必要があります。

^{*27}：アセスメントツール / 客観的な基準を用いて対象を評価するツール。

- 校舎等の老朽化に伴う長寿命化事業や教室不足による校舎増築だけでなく、環境の変化や災害時の避難場所としての活用に対応できるよう、適切な学校整備等を計画的に進める必要があります。
- 奨学資金制度については、経済的理由等で修学困難な生徒や学生が安心して学べるよう、返還猶予や減免対象者の拡充など、必要とされる支援策を拡充しています。また、返還免除制度が人口増加・地域活性化の一翼を担うものとして活用されるよう、更に取り組む必要があります。

【これからの基本事業の方向性】

- 特色ある教育活動や地域人材との交流、地域素材を生かした体験活動などを通じ、郷土を愛する心を養い、社会に貢献しようとする児童生徒を育成します。
- 特認校制度や山村留学制度、就学援助、遠距離通学補助など、児童生徒の教育的・経済的な支援制度の充実・周知を図ります。
- 学校施設の長寿命化を図るとともに、社会環境の変化等に伴う多様なニーズに即した施設整備等を行うことにより、安全・安心で質の高い学校づくりを推進します。
- 経済的理由等で修学困難な生徒や学生へ奨学資金を貸与することにより、安心して教育が受けられる環境づくりに努めます。

【主な取組】

- 特色ある学校教育の推進については、「私たちの学校自慢」を基に、自分たちの学校に誇りと愛着をもつための取組や、「ふるさと達人支援プラン」を通して、専門的な知識や技術をもった外部講師の積極的な活用を進めるとともに、地域学校協働活動を推進し、地域に開かれた学校づくりに努めます。
- 山村留学については、里親等の受け入れの制度を工夫することで、地域の人材の育成を支援します。特認校制度については、学校や地域のよさを積極的に発信することで、特認校生の確保に努めます。
- 日本ジオパークである霧島山に関する学習の充実については、小・中学校におけるジオガイドの活用や中学校におけるジオガイド体験学習、教職員対象のジオパークに関する研修を通して、「ジオパークを学びジオパークで学ぶ」活動を推進します。
- 「霧島市学校施設長寿命化計画」を改定し、計画的に長寿命化事業やバリアフリー化などの施設整備を行います。
- 奨学資金制度については、国や他自治体等の動向を見ながら、支援を必要とする分野に重点を置いた制度となるよう検討を行います。また、「霧島ふるさと愛」若者応援事業が十分に活用され、地域や企業の活性化につながるよう、他課や関係機関との連携を図ります。

④ 専門高校としての魅力を高める高等学校教育の充実

【基本事業の現状と課題】

- ICT機器等の時代のニーズに応じた整備や、生徒の多様な進路目標への対応を推進する一方、少子化の進行により定員確保が難しくなっていることから、引き続き、施設や設備の整備、主体的な進路選択ができる進路指導の充実、定員確保の強化を図る必要があります。
- 老朽化が進んでいる校舎等の改修、特に老朽化が進んでいる1号棟、2号棟及び4号棟の改修が急務です。

【これからの基本事業の方向性】

- 市立国分中央高等学校の活力、専門性、教育水準の維持向上を図り、地域に信頼され魅力ある学校づくりに取り組むとともに、歴史・伝統を継承しつつ、時代のニーズに即応した高度な専門的技術や知識を持った人材の育成に努めます。
- 進学・就職指導の充実を図るとともに、募集定員の確保に向けた取組を強化します。

【主な取組】

- 「社会に開かれた教育課程」の実現のために、地域社会の連携・協力を得て、就業体験等を通じた望ましい勤労観・職業観・倫理観を育成します。また、地域人材や地域の有識者等を「課題研究」の授業等で積極的に活用します。
- 新学習指導要領の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育むため、授業力向上を更に推進します。
- 生徒個人の学力を教職員が共通理解し、個々に応じた指導方法を実践し、基礎学力を高めるとともに、生徒が相互に主体的かつ対話的に学び、興味関心・学習意欲の向上を図り、より高い知識や技能を習得できるよう指導の工夫・改善に努め、生徒・保護者・地域の満足度が高い学校づくりや、4学科連携のさらなる活性化を目指します。
- 老朽化が進む1・2・4号棟の改修及び小畑農場の整備について引き続き検討するとともに、ICT機器の整備等については、適宜入れ替え等を検討します。また校内Wi-Fi、タブレットについては、授業等において最大限活用し、生徒の専門的技術や高度な知識の習得を図ります。
- 進学、就職については、これまで同様、選択の幅の確保を図り、特に就職は地元志向が強いため、本市教育委員会が主催する「霧島しごと維新」等への参加や、商工会議所等と連携して、求人の確保につなげていきます。
- 少子化に伴い、募集定員の確保が厳しくなる中、一日体験入学、当市を含む近隣市町等への学校説明会等の内容を充実させるとともに、広報誌をはじめ、各種メディアを効果的に活用して、学科の取組・学校行事・部活動の成果等、市立高校の特色を広く周知できるよう広報活動を推進し、引き続き定員確保に取り組めます。
- 令和7年度に策定する霧島市学校施設長寿命化計画において、国分中央高校の校舎等の改修について検討します。

「立志と将来への希望を育む学校教育の充実」の達成目標値

成果指標名	現状値	目標値
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	54.2%	65.0%
学習定着度調査における平均通過率の県との比較	-6.2 ポイント	1.5 ポイント
規範意識の高い児童生徒の割合	88.9%	90.0%
体力テスト（小中学校）における平均値の県との比較	-1.5 ポイント	1.7 ポイント

(2) 多様な学びを支援する社会教育の充実



① 生きる力を育む体験・交流活動の充実

【基本事業の現状と課題】

- 豊かな自然や歴史・文化を学ぶことで、郷土愛を醸成するとともに、異年齢集団による宿泊体験活動を通して、自律性・協調性の育成に取り組む必要があります。また、児童生徒それぞれが夢や目標を持てるように、将来の仕事につながる職業体験を取り入れた事業を展開する必要があります。これらの体験活動事業の実施に当たっては、民間団体等と連携した取組を継続するための環境づくりが求められています。

【これからの基本事業の方向性】

- 豊かな自然環境の中で、様々な体験活動を行い、心身共にたくましい「きりしまっ子」を育成するとともに子どもたちが多様性を認め、豊かな感受性を養うための取組を推進します。

【主な取組】

- 本市の豊かな自然や歴史、地域に伝わる文化及び伝統行事、地場産業等の特性を生かし、発達段階に応じた様々な体験活動の機会を地域にある高等教育機関や関係団体、関係部局と連携しながら事業を提供します。
- 次代を担う青少年の国際的視野を広げるとともに国際性豊かな人材育成を図ります。また、異言語下の国でホームステイをしながら自己を見つめ、異なる文化を感じ、国際感覚を持った青少年の育成に努めます。

② 地域ぐるみで子どもの成長を支える体制づくり

【基本事業の現状と課題】

- 地域における人とのつながりや地域に対する関心が希薄化してきているほか、少子化や家族形態の変化により、家庭内において規律・マナー及び思いやりを学ぶ機会、親子間のコミュニケーションを図る機会が減少しています。
- 社会生活の基礎となる規律やマナー、生活習慣等を身に付けるため、家庭の教育力の向上や地域ぐるみで見守る環境づくりが求められています。
- いわゆる「ネットでのいじめ」やインターネット・ゲーム依存、児童ポルノ被害などの問題が生じているため、インターネット利用に関する家庭でのルールづくりを推進する必要があります。

【これからの基本事業の方向性】

- 子どもが基本的な生活習慣を身に付け、自立した社会生活を送ることができるよう、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールを一体的に推進し、地域ぐるみで子育てを支援する環境整備を図ります。

- 親としての学びなど、家庭教育支援の学習機会や情報の提供等を図るとともに、学校及び地域、警察、校区青少年育成連絡会等の関係機関と連携して、青少年の健全育成に努めます。
- 児童生徒が被害者及び加害者とならないよう、SNSを巡るトラブル等のインターネット上の問題行動やインターネット社会に潜む危険性、それらの問題への対応方法などについて、学習機会を提供し、啓発活動を推進します。

【主な取組】

- 幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支え、活力ある地域づくりを目指す地域学校協働活動を推進します。また、地域とともにある学校づくりを進めるために小・中学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域の方々が一定の権限をもって学校運営に参画する仕組みづくりに努めます。
- 家庭の教育力向上を目指した学習機会や情報提供等を行い、家庭教育の重要性を啓発するとともに、霧島市PTA連絡協議会等と連携し、保護者としての在り方に関する各種研修会や講演会を通して会員の相互理解と資質向上を図ります。
- 学校や地域、警察、校区青少年育成連絡会等と連携を図り、地域ぐるみによる青少年の健全育成に取り組むとともに、相談体制を充実させ、様々な課題に対応できるよう活動内容の充実に努めます。
- インターネット依存の危険性や、ゲームやスマートフォンなどの長時間使用が子どもの脳や心身の発達に及ぼす影響や健康被害等について、学校・家庭・福祉担当部局と連携し、フィルタリングの設定や家庭内ルールの設定に係る保護者や市民への意識啓発を図ります。

③ 多様な学びを支援する学習環境の充実

【基本事業の現状と課題】

- 公民館講座においては、新規講座を開設するなど充実を図っており、さらにSDGsやライフステージ等に対応した多様な講座が求められています。社会教育施設においては、適切な施設の維持管理を行い、市民が安全・安心に施設を利用できるようにする必要があります。
- 図書の適切な更新、読書グループや学校等との連携、電子図書館の構築、読書バリアフリーに関する取組、移動図書館のあり方など、利用者の満足度を高める取組を推進する必要があります。
- メディアセンターは、講座用PCや視聴覚教材・機材等を更新し、DXの推進やSociety5.0^{*28}時代の到来を見据えた機能充実を図る必要があります。

*28 : Society5.0 / 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く、新たな社会。第5期科学技術基本計画において国が目指すべき未来社会の姿として提唱。

【これからの基本事業の方向性】

- 市民の多様化・高度化するニーズへの対応や必要としている学習情報の提供、学習成果の還元につながる機会の提供に努めるとともに、市民が安全・安心に社会教育施設を利用できる学習環境の整備に努めます。
- 社会教育施設の改修やメディアセンター等の機器の更新を通じ、市民が利用しやすい学習環境の整備に努めるとともに、社会教育における学びを通して、人生の各場面で生じる個人や社会の課題に気付くことで、その解決に向けた活動につながる場や機会の充実及びデジタル・ディバイド解消を図ります。
- 子ども読書活動の推進や電子図書館構築に向け、読書グループや学校等との連携をさらに強化するほか、大活字本をはじめとする読書バリアフリーに関する環境の整備を推進します。

【主な取組】

- 市民のニーズに対応した公民館定期講座や短期講座の開催を図り、充実した学習機会の提供に努めます。
- 社会教育施設の改修や設備の更新等を進め、学習環境の整備に努めます。
- 読書グループや学校等との定期的な連絡会を開催します。
- Society5.0時代の到来や教育D Xに対応した施設・設備の整備を行うとともに、市民の学びのニーズに合った講座開設やグループワークなど、市民が主体となって関わりながら学ぶ講座を運営しデジタル・ディバイド解消を図ります。
- 遠隔・オンライン教育への対応や、県域アカウントを活用した協働学習を支援します。
- 学校教育における教育の情報化の推進と教職員への研修の充実を図ります。
- 児童生徒へ情報モラルに関する指導を行うとともに、保護者、市民への啓発講座を開設します。
- 映像資料の作成・保管を行います。

④ ふるさと愛の高揚へつなげる文化財の保存・継承と活用

【基本事業の現状と課題】

- 本市には史跡や歴史的価値のある建造物、郷土芸能等の豊かな伝統文化がありますが、少子高齢化による担い手不足や生活様式・価値観の変化等によりその保存・継承が困難になっているため、郷土に誇りを持つ心の醸成、後継者の育成等が求められています。

【これからの基本事業の方向性】

- 文化財に触れる史跡めぐりや体験学習、歴史講座等を積極的に開催するとともに、郷土芸能の保存団体との連携、団体間の交流を推進します。

- 文化財の計画的な調査・研究、保存、見学環境の整備に努めるとともに、歴史・文化・自然・産業等に触れることのできる施設の充実を図り、文化財の活用を促進します。
- 本市の歴史・文化を後世に伝えるため、郷土誌編さんに向けて歴史資料の収集や保存に努めます。

【主な取組】

- 体験学習や歴史講座、企画展、SNSでの情報発信等、地域の文化財に触れ、学ぶ機会を積極的に提供します。
- 郷土芸能保存団体等の活動を支援し、団体間の交流促進を図ります。
- 文化財を後世に継承するため、修復、復元、養生、整備を行い、案内看板の設置や文化財周辺の環境整備等により見学しやすい環境を整え、文化財の保存と活用に努めます。
- 埋蔵文化財の保護に努め、必要な場合は発掘調査を実施します。
- 郷土館等を適切に管理・運営し、地域の文化財に触れ、学ぶための展示の工夫や企画展等を実施します。
- 本市の歴史・文化を後世に伝えるため、郷土誌のデジタル化を推進します。

「多様な学びを支援する社会教育の充実」の達成目標値

成果指標名	現状値	目標値
住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合	44.8%	62.4%
学習している市民の割合	50.6%	53.1%
公民館定期講座申込者に占める新規申込者の割合	72.0%	77.0%
文化財保存・継承活動の実践者と参加者の人数	5,278 人	8,000 人

(3) スポーツ・文化に親しむ環境づくり



① スポーツに親しむ環境づくりの推進

【基本事業の現状と課題】

- 各種団体や関係機関と連携して、各種スポーツ大会等を開催し、スポーツに親しむ機会やきっかけづくりを推進してきました。
- 指定管理者等と密に連携を図り、必要な修繕を行うなど、スポーツ施設の安全・安心な管理運営を行ってきました。
- コロナ禍で減少した市民の運動機会を構築するため、さらなるスポーツ活動の普及を進める必要があります。
- 利用者の安全性や利便性を考慮したスポーツ施設等の整備や修繕が必要です。

【これからの基本事業の方向性】

- スポーツキャンプや大会の誘致、トップアスリート選手等によるスポーツ教室、各地区スポーツ祭、霧島スポーツまっりの開催など、スポーツに係わる関心層の拡大や競技スポーツの向上につながる施策を展開します。
- 多様化するニーズや社会環境の変化に対応した、新たな視点によるスポーツ指導者やコーディネーター役を担うスポーツ推進委員の養成に努めます。
- 市民のスポーツ活動の拠点となるスポーツ施設の充実を図るため、霧島市社会体育施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設や施設の整備、バリアフリー化を計画的に行います。

【主な取組】

- 霧島市スポーツ協会やスポーツ推進委員等の関係団体と連携し、障害の有無に関わらず、より多くの市民が参加できるような各種スポーツイベント等を開催するとともに、市民のスポーツ・レクリエーション活動及び健康増進の場として、学校体育施設を開放し、スポーツに触れる機会づくりに努めます。
- スポーツ推進委員やスポーツ少年団指導者の研修会等を通じて、活力ある社会づくりに貢献できる質の高い指導者の養成を図ります。
- 総合型地域スポーツクラブの充実を図るとともに、認知度を高めるための取組を推進します。
- スポーツキャンプや大会などの誘致活動を行い、誘致団体数の増加を目指すとともに、小中高生を対象としたスポーツ教室等を開催してもらえよう実施する団体に働きかけます。
- 全国大会等の各種スポーツ大会に県代表の一員として出場する選手等に対して、引き続き出場に要する経費の一部を助成します。
- 市民のスポーツ活動の拠点となるスポーツ施設は、安全かつ快適に利用できるよう、霧島市社会体育施設長寿命化計画に基づき、計画的に整備を行います。

② 芸術文化に親しむ環境づくりの推進

【基本事業の現状と課題】

- 関係機関と連携して、各種イベントを開催し、市民が芸術文化に身近に親しむ機会を創出してきました。
- 市民が、芸術文化に身近に触れ親しむ機会をつくるとともに、芸術文化を支える人材の育成や、まちづくりへの活用等にも積極的に取り組む必要があります。
- 芸術文化活動の拠点施設である、国分ハウジングホール（霧島市民会館）の計画的な改修が必要です。

【これからの基本事業の方向性】

- 関係機関と連携し、市民ニーズ等を踏まえた音楽・芸術などの芸術文化を享受できるイベントや、市民が優れた芸術に触れる機会の創出に努めます。また、各種メディアなどを活用した積極的な情報発信に努めます。
- 市文化協会や関係団体など、積極的に活動する芸術文化団体への支援や団体相互の交流の推進により、活動の活性化を図ります。
- 芸術文化活動の拠点施設である、国分ハウジングホール（霧島市民会館）の計画的な改修を進めます。

【主な取組】

- 全国公募である「きりしま美術大賞展」を開催し、市民に質の高い芸術鑑賞の機会を提供するとともに、地域の美術に対する関心を高め、地域文化の発展に貢献します。
- 児童生徒に対しては、「市町村による青少年劇場」や「生徒芸術鑑賞会」を継続し、身近な場所で良質な芸術文化を鑑賞する機会を提供します。
- みやまコンセールを中心に開催される「霧島国際音楽祭」では、霧島を訪れるアーティストや受講生の活動を市民レベルで支援する体制の強化を図ります。
- 国分ハウジングホール（霧島市民会館）自主文化事業は、指定管理者と連携し、市民が「観たい・聴きたい」ものの選定に努め、開催するイベント等については、メディアを利用して広く市民への周知を図ります。
- 既存の芸術文化団体の運営や主催事業については、継続して支援を行い、活動の円滑化に努めます。
- 芸術文化活動を行っている団体の現状把握に努め、流派やジャンルを超えた文化交流が図れるよう努めるとともに、幼少期から良質の芸術文化に触れる機会を提供し、次世代の芸術文化活動を担う人材育成の基盤づくりに努めます。

「スポーツ・文化に親しむ環境づくりの推進」の達成目標値

成果指標名	現状値	目標値
運動・スポーツを行っている市民の割合	63.8%	68.8%
運動・スポーツを行いやすい環境が整っていると思う市民の割合	52.9%	57.9%
市内の体育施設の年間延べ利用者数	646,523 人	930,000 人
芸術文化事業の実践者と鑑賞者の人数	49,692 人	110,000 人
芸術文化団体に所属している人数	2,346 人	2,581 人

第4章 計画の実現に向けて

1. 市長部局との連携・協力

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日から施行され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革が行われました。

その中で地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める、とされています。

しかし、地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整することによって、当該計画をもって大綱に代えることができる、とされています。

前期計画は、教育委員会と市長部局が連携し、本市の最上位計画である第二次霧島市総合計画と整合性を図りつつ、本市の教育分野における基本的な計画として策定作業を進めてきた経緯もあり、総合教育会議において市長と教育委員会が協議・調整を行った結果、前期計画をもって本市の教育振興に関する施策の大綱とすることになりました。

後期計画も前期計画と同様に取り扱うこととし、引き続き、幼児教育・保育のあり方や青少年健全育成、児童虐待への対応、子育て支援対策など、本市の子どもたちの健やかな成長を育み、命を守るあらゆる取組について、市長部局と教育委員会が連携し、必要な対策を講じるよう努めます。

また、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する市長部局と教育委員会の調整が必要な事項についても、市長部局と連携を十分に図りながら取り組みます。

2. 行政評価を活用した進行管理

行政評価とは、民間企業で使われている目標管理の手法を行政経営に生かすための仕組みのことで、本市では第二次霧島市総合計画の施策の目標に対して前年度の達成状況を振り返るために施策別分科会を開催し、客観的な検証を行うとともに、次年度以降に取り組むべき課題等について協議し、施策ごとに取組方針を決定しています。

後期計画は、後期基本計画の教育分野における基本的な計画との観点から、互いの計画における施策と基本事業の整合性を図っており、後期基本計画の行政評価を行うことが、本計画の進行管理にもつながるものと考えます。

以上の検証作業を含めて、今後5年間に取り組む施策を進めていきますが、急速に変化する社会の中で、新たな課題が生じた場合は、適時適切に検討し、迅速に対応することとします。

3. 外部評価委員会による点検・評価

教育委員会が効果的な教育行政の推進を図り、地域住民への説明責任を果たす観点から、平成20年度から、教育委員会は、毎年、自らの活動状況の点検及び評価を行うことが義務付けられました。

本市においても、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る、との趣旨に鑑み、5人の学識経験者による外部評価委員会を開催し、点検・評価を行っています。教育委員会では今後も引き続き、教育委員や事務局職員のいわゆる内部だけの点検・評価だけでなく、外部の学識経験者による評価を実施します。

参 考 資 料

第二次霧島市総合計画施策体系図

基本構想（10年）			
基本理念	将来像	政策（6）	
世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市	人にやさしく 人をはぐくむ 一人ひとりが輝きにぎわう 多機能都市	1	にぎわい
			産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり
		2	くらし
			みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり
		3	やさしさ
			誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり
		4	はぐくみ
			社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり
		5	きょうどう
			市民とつくる協働と連携のまちづくり
		6	しんらい
			信頼される行政経営によるまちづくり

施策（20）		
1-1	地域産業の活性化	① 地域を支える産業の育成・支援
1-2	活力ある農・林・水産業の振興	① 農林水産業の担い手の育成・確保
1-3	地域特性を生かした観光の推進	① 国内外の観光客の誘致
1-4	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保	① 総合的な公共交通の連携の強化
2-1	自然が共生する良好な生活環境の形成	① 自然環境の保全
2-2	地球にやさしい循環型社会の形成	① ごみの減量化・資源化
2-3	快適生活の基盤づくりの推進	① 良質な住環境の整備
2-4	市民生活の安全性の向上	① 防災基盤の整備と災害復旧対策の推進
3-1	健康づくりの推進と医療体制の充実	① 健康づくりの推進と拠点の整備
3-2	安心して子どもを産み育てられる環境の充実	① 妊娠前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実
3-3	高齢者が地域で自分らしく暮らし続けられる環境の充実	① 介護予防の推進と高齢者の生きがいづくりの充実
3-4	共生する地域社会の実現	① 障がい者（児）への福祉サービスや支援体制の充実
4-1	立志と将来への希望を育む学校教育の充実	① 夢実現のための学力の向上と個性を育む教育の推進
4-2	多様な学びを支援する社会教育の充実	① 生きる力を育む体験・交流活動の充実
4-3	スポーツ・文化に親しむ環境づくり	① スポーツに親しむ環境づくりの推進
5-1	活力ある地域づくりの推進	① 市民活動の支援と協働の推進
5-2	人権尊重・男女共同参画の推進と多文化共生	① 人権教育・啓発の推進
5-3	市の魅力と価値を高める多角的施策の展開	① 産官学との連携の推進
6-1	市民の視点に立った行政サービスの提供	① デジタル技術を活用した行政サービスの充実
6-2	持続可能な行財政運営の推進	① 効率的で適応力に富んだ行政運営

後期基本計画（５年）

基本事業（68）				第3期総合戦略 KIRISHIMAみらいプロジェクト		
				1 訪れたい まち	2 住み続け たいまち	3 働きたい まち
② 創業支援と企業誘致	③ 霧島ブランドの確立と販路の拡大	④ 魅力的な就業環境と担い手の確保			②	①② ③④
② 生産基盤の整備と農山漁村の振興	③ 農林水産業の稼ぐ力の向上					①② ③
② 観光素材の創出と活用	③ 利便性の高い観光地づくりの推進			①② ③		
② バス交通の利便性向上と効率的運行					①②	
② 大気・音環境の保全	③ 環境保全意識の向上				①	
② ごみの適正な排出・処理	③ 地球温暖化対策の推進				①② ③	
② 道路ネットワークの構築と道路施設の維持	③ 計画的な土地の活用と良好な景観づくり	④ 水の安定供給と適正な排水処理			①②	
② 火災の予防と救急・救助体制の充実	③ 交通安全・防犯対策の推進	④ 健全な消費生活の推進			②③	
② 質の高い医療体制の確保	③ 健康危機に備えた感染症対策の強化				②	
② 多様なニーズに応じた子育て環境の充実	③ 子育てに関する負担軽減の推進	④ 結婚を希望する人への支援			①② ③④	
② 高齢者の生活支援サービスの充実	③ 住民参加と互いに支え合う地域福祉の推進					
② 障がい者の自立と社会参加の促進	③ 生活困窮者等への支援	④ 社会保障制度の円滑な運営				
② 豊かな心と健康な体を育む支援体制の充実	③ 多様な教育活動・支援環境の充実	④ 専門高校としての魅力を高める高等学校教育の充実			①④	
② 地域ぐるみで子どもの成長を支える体制づくり	③ 多様な学びを支援する学習環境の充実	④ 文化財の保存・継承と活用		④	①	
② 芸術文化に親しむ環境づくりの推進					①②	
② 中山間地域の活動支援	③ 移住定住の促進			③	①②	
② あらゆる分野における男女共同参画の推進	③ 多文化共生の地域づくり	④ 平和意識の醸成				
② 広域的な連携の推進	③ シティプロモーションの推進			③	②	
② 市職員の人材育成の推進	③ 市民と行政による情報の相互活用	④ 議会運営への支援			①	
② 歳入に見合った予算編成と適正な予算執行	③ 適正・公平な課税・収納	④ 公有財産の適切な管理と利活用			④	

※丸数字は基本事業の番号です。

霧島市の「市木」・「市花」

市木 クロガネモチ
モミジ
市花 ミヤマキリシマ
ハナタバコ



霧島ジオパークイメージキャラクター キリッチ

【市歌】

霧島市歌

一、連なる山並み 高千穂の
自然が息吹く 天降川
恵み豊かな 緑の大地
歴史は深く 心が通う
ああ霧島 わがまち霧島市

二、煙たなびく 桜島
無限に広がる 大空へ
希望を運ぶ 爽やかな風
世界に羽ばたく 先駆の誉れ
ああ霧島 わがまち霧島市

三、きらめく波の 錦江湾
虹の懸け橋 若人よ
未来に繋ぐ 七色の夢
色濃く漂う 文化の薫り
ああ霧島 わがまち霧島市

第二次霧島市教育振興基本計画（後期計画）

令和7年3月発行

●編集/発行

霧島市教育委員会

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目4 5 番 1 号

電話(代) 0995-45-5111

F A X 0995-64-0730

